

協会 だより



一般社団法人

発行所 **福井県消防設備協会**

〒910-0003 福井市松本3丁目16番10号

福井県福井合同庁舎5階

TEL(0776)27-3760

FAX(0776)27-3446

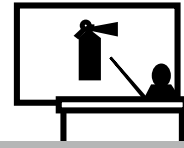


颯爽と緑の大自然の中に飛び出す“メガジップライン”（上：日本一の長さ高さ誇る480m+510m）
福井県池田町ツリーピクニックアドベンチャーいけだ（下：かずら橋（溪流のつり橋））

目次

| | | | |
|---------------------------------|---|----------------------|----|
| ▶平成26年度 各種講習会のご案内 …… | 1 | ▶平成27年度 正味財産増減計算書 …… | 5 |
| ▶新顧問 あいさつ …… | 2 | ▶新規入会者のご紹介 …… | 6 |
| ▶平成28年度 定時総会、事業計画 及び収支予算案 …… | 3 | ▶通知・通達 …… | 7 |
| ▶平成28年度 福井県消防設備協会 会長表彰 …… | 4 | ▶よくある質問 …… | 9 |
| | | ▶消防交流広場 …… | 10 |

各種講習のご案内



【消防設備点検資格者再講習】

| 講習日 | 種別 | 講習会場 | 時間 | 受付期間 |
|----------|-----|------------------|------------|-----------------------|
| 6月21日(火) | 第1種 | 福井県 中小企業産業大学校 | 9:00~17:00 | 4月19日(火)~ 5月17日(金) |
| 6月22日(水) | 第2種 | | | |

申込受付は終了しました。

【消防設備士法定講習】

| 講習日 | 講習区分 | 類別 | 講習会場 | 時間 | 受付期間 |
|----------|-------------|--------|----------------------|------------|-----------------------|
| 8月30日(火) | 消火設備 | 1、2、3類 | サンドーム福井 管理会議棟小ホール | 9:00~17:00 | 7月11日(月)~ 7月29日(金) |
| 8月31日(水) | 避難設備 消火器 | 5、6類 | | | |
| 9月1日(木) | 警報設備 | 4、7類 | | | |
| 9月2日(金) | | | | | |

【実務研修会】

| 開催日 | 研修会場 |
|----------|--------------|
| 7月22日(金) | 福井県中小企業産業大学校 |

(表紙の解説)

福井県池田町の“ツリーピクニックアドベンチャーいけだ”は、同町志津原に誕生し、今年5月にオープンした野外体験施設である。町面積の9割を占める森林の価値の見直しと観光振興のため始まった「木活プロジェクト」の一環で、“おもちゃハウス”や木と木の間をロープで渡る“アドベンチャーパーク”、溪流を下る“アドベンチャーボート”など、自然に直に触れる施設のほか、何と言っても日本一の長さと高さを誇る“メガジップライン”。そのほか、そば打ちやピザ、こんにやく作りなどもでき、近くにある冠荘での宿泊も可能。

(一社)福井県消防設備協会が、定款第38条により委嘱している顧問・参与の方の一部が、本年4月の人事異動によりお代りになりました。

つきましては、新顧問のお二人からご挨拶を頂戴しておりますので、ご披露させていただきます。

顧問・参与の皆様には、今後ともご指導、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。



ごあいさつ

福井県安全環境部
危機対策・防災課

課長 谷口 竜 哉

日頃から本県の消防・防災行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。私は、本年4月1日付で危機対策・防災課長を拝命し、また、同日付で貴協会の顧問の委嘱をお受けしたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本県の火災発生状況は、全国の中でも常に少ない件数を維持しており、特に平成27年は185件と全国で最も少ない件数となりました。

また、死者数、負傷者数につきましても、全国最少水準となっております。これもひとえに、貴協会の会員の皆様による消防用設備等の適切な設置や保守点検の推進などのご尽力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

一方、全国に目を向けますと、死傷者を伴ったホテルや病院、福祉施設等の火災が相次いで発生したことを受け、昨年4月に自動火災報知設備やスプリンクラー設備の設置基準が強化されたところです。しかし、直後の5月、川崎市の簡易宿泊施設で死者11名、重軽傷者17名を伴う事案が発生するなど、依然として火災により多くの尊い命が犠牲になっており、改めて、消防用設備等の適正な設置や維持管理の必要性が認識されております。貴協会におかれましては、会員の皆様の豊富な経験と卓越した技術をもって、今後とも県民の安全確保に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。



ごあいさつ

福井県消防長会
福井市消防局長

会長 伊井 武 美

(一社)福井県設備協会の皆様には、日頃から消防行政の推進等につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。この度、本年4月1日付けで福井県消防長会会長に就任し、同日付けで貴協会顧問の委嘱をお受けしたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、県内では幸いにして火災が減少傾向にあり、また、近年特筆するような火災等も発生してはおりませんが、これもひとえに貴協会の皆様が消防用設備等の設置や保守点検を適正に行うとともに、法定講習等を通じて資質の向上を図るなど、平素から多岐にわたり積極的にご尽力いただいている賜物であると、深く感謝申し上げます。

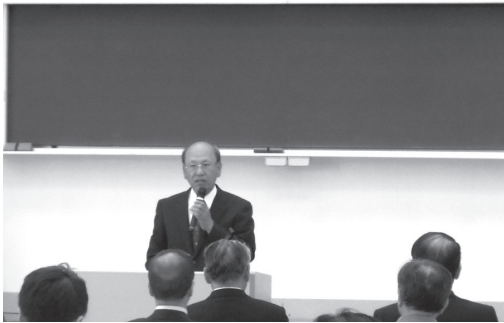
しかしながら、全国に目を向けますと、川崎市の簡易宿泊所火災や広島市の特殊飲食店火災など、多数の死傷者を出す火災が相次いでおりますことから、自動火災報知設備やスプリンクラー設備など、消防用設備等に係る設置基準強化の必要性と、既存設備における適正な維持管理の重要性が改めて認識されております。

こうした状況を踏まえて、県内の各消防本部では防火対象物の安全確保と違反是正の徹底を図るため、関係機関と協力して防火安全対策への積極的な取り組みを進めております。貴協会におかれましても、県民の生命、身体、財産を火災等の災害から守るため、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

平成28年度 定時総会・表彰式

平成28年度 定時総会

一般社団法人 福井県消防設備協会



(定時総会 山本副会長の開会宣)

平成28年度の「表彰式・定時総会」が、去る5月16日(月)に、福井県中小企業産業大学校で開催されました。山本智則副会長の開会宣言の後、去る4月14日に発生した「平成28年熊本地震」で犠牲となられた方々のご冥福をお祈りして1分間の黙とうを行いました。

続いて、高村文能会長が開会の挨拶をされ、平成28年度の表彰式に移行いたしました。(受賞者詳細は次頁)

表彰式に引き続き、14時30分から定時総会を開会。定款第16



(定時総会で挨拶する高村会長)

条に基づき高村会長が議長に就き、議事に入りました。議事内容は第1号議案(平成27年度事業報告及び収支決算の承認に関する件)が、また、報告事項としては、第1号報告(平成28年度事業計画(案)及び収支予算(案))など2件の報告があり、審議の結果、いずれも原案どおり可決・承認されました。

なお、平成28年度の実業計画(案)および収支予算(案)及び平成27年度の実業結果および収支決算は、以下のとおりです。

【平成28年度 主な事業計画】

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| 1. 消防設備士法定講習の実施 | 8. ホームページ等による普及啓蒙 |
| 2. 消防用設備等点検資格者「再講習」の実施 | 9. 「会員名簿」の配布、「協会だより」の発行 |
| 3. 消防用設備等点検済表示管理制度登録会員審査 | 10. 業務資料の提供及び関係図書の手配 |
| 4. 消防用設備等点検済証(ラベル)の交付 | 11. 各種会議及び実務研修会等の開催 |
| 5. 防火基準点検済証等セーフティマークの頒布 | 12. 東海北陸消防設備協会連絡協議会の研修参加 |
| 6. 消防用設備等保守関係功労者表彰の推薦 | 13. 関係機関・団体との連携 |
| 7. 優良従業員等の表彰 | 14. 防火(防災)管理講習会の開催 |

【平成28年度 収支予算案】

(単位：千円)

| (事業活動収益) | | (経 費) | |
|------------|---------------|------------|---------------|
| ● 会費収入 | 3,056 | ● 事業費 | 13,023 |
| ● 事業収入 | 10,960 | | (積立金230千円含む) |
| ● 補助金収入 | 250 | ● 管理費 | 1,270 |
| ● 雑収入等 | 91 | ● 雑費 | 250 |
| 合 計 | 14,357 | 合 計 | 14,543 |

平成28年度福井県消防設備協会会長表彰 受賞 おめでとうございます

平成28年度の優良従業員等の表彰式が、5月16日の定時総会前に挙行されました。

永年にわたり協会役員として尽力された方、消防用設備等の適正な保守業務に従事し、他の模範と認められる方、並びに、永年にわたり消防用設備等の適正な保守業務の推進とその普及に尽力し、優れた業績を有する事業所が高村文能会長から表彰を受けました。受賞された皆様は、次のとおりです。



協会役員表彰

| | | |
|----|-------|-----------|
| 理事 | 酒井一徳殿 | 酒井電設工業(株) |
| 監事 | 小野稔殿 | ユアーズテクノ |
| 監事 | 竹原一志殿 | 酒井電機(株) |

優良従業員(20年)表彰

| | |
|-------|--------------|
| 森井聡殿 | 北陸設備工業(株) |
| 山下雅之殿 | 能美防災(株)福井営業所 |

優良従業員(30年)表彰

| | |
|-------|--------------|
| 小川義昭殿 | 昌栄産業(有) |
| 奥村信治殿 | (一財)北陸電気保安協会 |
| 川端正人殿 | 福井ツバメ商事(株) |
| 竹内清高殿 | 北陸設備工業(株) |
| 古市忠浩殿 | (一財)北陸電気保安協会 |
| 山田義和殿 | 川口電気(株) |

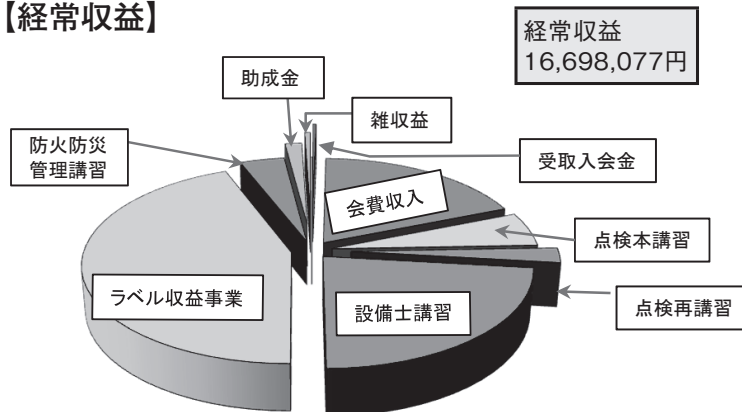
優良事業所表彰

| | |
|---------------|-------|
| 渡辺防災殿 | 渡辺誠一殿 |
| 能美防災(株)福井営業所殿 | 山下雅之殿 |

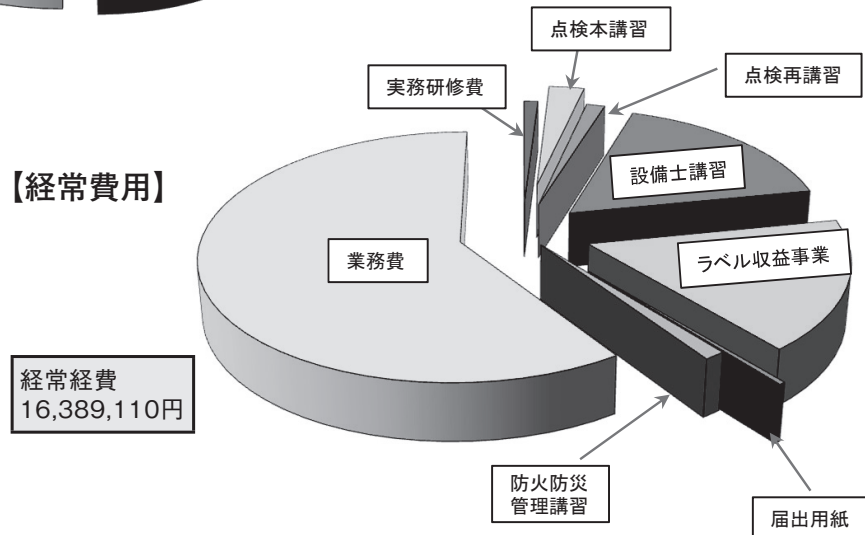
平成 27 年度 正味財産増減計算書

| 経 常 収 益 (単位：円) | | 経 常 費 用 (単位：円) | |
|----------------|------------|----------------|------------|
| 合 計 | 16,698,077 | 合 計 | 16,389,110 |
| 基本財産受取利息 | 3,284 | 業務費 | 8,710,606 |
| 受取入会金 | 50,000 | 実務研修費 | 145,067 |
| 受取会費 | 3,100,000 | 点検本講習事業 | 374,388 |
| 点検本講習事業 | 923,400 | 点検再講習事業 | 191,554 |
| 点検再講習事業 | 404,352 | 設備士講習事業 | 2,489,366 |
| 設備士講習事業 | 3,847,200 | ラベル収益事業 | 2,497,016 |
| ラベル収益事業 | 7,380,571 | 防火防災講習会費 | 170,182 |
| 防火防災講習事業 | 652,962 | その他 | 50,807 |
| 助成金 | 250,000 | 管理費 | 1,421,112 |
| 雑収益 | 86,308 | 委託料 | 339,012 |
| 当期増減額(税引き前) | 308,967 | 法人税等 | 348,200 |
| 一般正味財産 | 期首残高 | 7,475,893 | 増 減 |
| | 期末残高 | 7,436,660 | |

【経常収益】



【経常費用】



会員の入会について

(平成28年4月)

| 会員番号 | 種別 | 区分 | 内 容 | | | |
|------|-----|-------|--------------------------|-----|-------------------|--|
| 147 | 正会員 | 所在地 | 吉田郡永平寺町上浄法寺11-48-2 | | | |
| | | 事業所名 | 山本電気管理事務所 | | | |
| | | 代表者名 | 山本茂隆 | 推薦者 | 佐々木電機商会 佐々木 一彦 | |
| | | 電話番号 | 0776-63-4037 | | ユタ力防災 中島 豊 | |
| | | 主たる業種 | 電気設備部門 | | | |
| | | 業務の内容 | 工事・整備・点検 | | | |
| | | 資格者 | 【甲種】第4類 【乙種】第1類、5類、6類 | | | |

参 考

平成28年4月30日現在

正 会 員 … 130事業所 (内、表示登録会員数……119事業所)

準 会 員 … 2事業所

賛助会員 … 0事業所

| |
|-------------------|
| 合計 132 事業所 |
|-------------------|

| 消防局・本部別 | 防災設備部門 | 電気設備部門 | 水系設備部門 | 計 |
|---------------|--------|--------|--------|-----|
| 福井市消防局 | 25 | 23 | 14 | 62 |
| 敦賀美方消防(組)消防本部 | 4 | 8 | 1 | 13 |
| 南越消防(組)消防本部 | 6 | 0 | 3 | 9 |
| 若狭消防(組)消防本部 | 2 | 2 | 2 | 6 |
| 大野市消防本部 | 1 | 9 | 5 | 15 |
| 勝山市消防本部 | 1 | 2 | 0 | 3 |
| 鯖江・丹生防(組)消防本部 | 5 | 0 | 1 | 6 |
| 嶺北消防(組)消防本部 | 7 | 0 | 4 | 11 |
| 永平寺町消防本部 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| 小 計 | 51 | 47 | 30 | 128 |
| 県外会員 | 1 | 0 | 1 | 2 |
| 合 計 | 52 | 47 | 31 | 130 |

通知

通達

平成28年1月号の掲載の「通知・通達」以降に公布されたもののうち、消防用設備等に関するものについては、以下の表のとおりです。なお、詳細については、必要に応じてご確認ください。

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|---------------|----------------|---------------------------------|-------------|--|
| 消防予 第486号 | H27年 12月28日 | 各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長 | 消防庁 予防課長 | ○基準の特例を適用した検定対象 機械器具等の点検要領の一部改 正について（通知） |
| 消防庁告示 第6号 | H28年 2月22日 | — | — | ○火災通報装置の基準の一部を改 正する件 |
| 総務省令 第10号 | 2月24日 | — | — | ○消防法施行規則の一部を改正す る省令 |
| 消防庁告示 第7号 | 2月24日 | — | — | ○配管の摩擦損失計算の基準の一 部を改正する件 |
| 消防庁告示 第8号 | 2月26日 | — | — | ○消防用設備等の点検の基準及び 消防用設備等点検結果報告書に 添付する点検票の様式の一部を 改正する件 |
| 消防庁告示 第9号 | 2月26日 | — | — | ○不活性ガス消火設備等の容器 弁、安全装置及び破壊板の基準 の一部を改正する件 |
| 消防庁告示 第10号 | 2月26日 | — | — | ○消防用設備等試験結果報告書の 様式の一部を改正する件 |
| 事務連絡 | 3月14日 | 各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長 | 消防庁 予防課長 | ○「アーケードの取り扱い」の位 置づけ等について |
| 消防予 第88号 | 3月28日 | 各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長 | 消防庁 予防課長 | ○消防用設備等の点検の基準及び 消防用設備等点検結果報告書に 添付する点検票の様式の一部を 改正する件等の公布について （通知） |
| 消防予 第99号 | 3月31日 | 各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長 | 消防庁 予防課長 | ○避難器具（救助袋）の点検及び 報告の実施に係る留意事項につ いて |
| 事務連絡 | 3月31日 | 各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長 | 消防庁 予防課長 | ○「蓄電池設備技術基準検討部 会報告書」の送付について（情 報提供） |

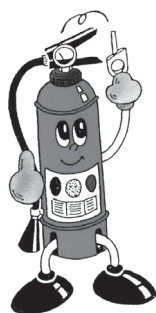
| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|--------------|-------|---------------------------------|-------------|---------------------------------|
| 消防予 第100号 | 3月31日 | 各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長 | 消防庁 予防課長 | ○消防設備等に係る執務資料の送付について（通知） |
| 消防予 第104号 | 3月31日 | 各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長 | 消防庁 予防課長 | ○消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について（通知） |
| 消防予 第106号 | 4月 1日 | 各都道府県主管部長 東京消防庁・各指定 都市消防長 | 消防庁 予防課長 | ○イベント民泊における防火安全対策の推進について |

事務所移転のお知らせ

平成28年8月1日より、福井県福井合同庁舎耐震工事のため、1年間（予定）の工事期間中、事務所を移転いたします。

工事終了後、事務所は現在の庁舎に戻る予定です。
ご面倒をおかけいたしますが、よろしくお願い致します。

- 移転期間：平成28年8月1日より約1年間
- 移 転 先：福井県立福井産業技術専門学院 4階
〒910-0829 福井市林藤島町20-1-3
- 移転期間使用する 電 話 番 号：0776-43-1299
- 移転期間使用する F A X 番 号：0776-43-0644





排煙設備の点検について

Q. 消防用設備等の点検を予定している建物に「排煙設備」が設置されている場合、建物に設置されている「排煙設備」は、すべて点検の対象として、点検しなければならないのか、教えてください。

A. 消防法上の解釈から言えば、消防法における点検の対象となる「排煙設備」は、消防法上の義務（消防法施行令第28条）により設置されている「排煙設備」であって、他の法令（建築基準法）による義務のみで設置されているものは、点検の対象とはなりません。

一般的に、建築基準法による「排煙設備」の設置場所の方が、消防法によるものよりも多く点検の対象となるのは建物に設置されている「排煙設備」の一部となる場合がほとんどです。

ただ、当然そうでない場合もあり得ますし、また、設置場所として建築基準法上の義務は無いが消防法上の義務はあるという場所もあります。

点検に当たっては、「排煙設備」について、消防用設備等設置届が提出されているかを確認し、設置届出の添付図書により、設置範囲がどの部分かを確認する必要があります。

なお、建築基準法上の「排煙設備」と兼用している場合は、添付図書のみでは分かりにくい場合もありますので、消防法上の設置根拠となる消防法施行令第28条と、消防法施行規則第29条（排煙

設備の設置を要しない防火対象物の部分）及び第30条（排煙設備に関する基準の細目）も併せて参照して下さい。

予備電源について

Q. 自動火災報知設備の非常電源は、予備電源内蔵の場合は予備電源を非常電源として扱うと考えているが、それで良いか。また、誘導灯の場合はどうか。

A. 予備電源を非常電源として取り扱うものではありません。自動火災報知設備には、常用電源を設けるほか、消防法施行令第21条第2項第4号に規定されているとおり、非常電源を附置しなければなりません。また、受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第3条第13号の規定により、予備電源を設けなければなりません。

ただし、「消防法施行令及び同施行規則の一部改正に伴う質疑応答について」（昭和44年11月20日付、消防予第265号）の間6に対する回答において、「2回線以上の受信機で、当該予備電源の容量が非常電源を上回るものにあつては、非常電源を省略することができる。」とされていますので、その場合は非常電源の規則は適用されません。

また、誘導灯については、自動火災報知設備の受信機等とは異なり、その基準に予備電源の設置は定めておらず、内蔵された蓄電池はあくまで非常電源としての蓄電池設備となります。なお、誘導灯については、消防法施行令及び同施行規則に加え、誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）で非常電源の基準が定められています。

消防に携わる
皆様へ

会員制Webサイトで
情報交換しよう!

消防交流広場

会員登録は
こちらから

<https://www.fesc119.net>



※有料会員になると、すべてのコンテンツがご利用になれます。



パソコン、タブレット、スマートフォン
いずれからもアクセスできます

会員
参加型

交流掲示板

会員
参加型

事例研究

会員
参加型

消防関連Q&A

会員
参加型

設備士
試験対策

団体のお客様

月刊フェスク
様式ダウンロード

法令・通知
報告書

広場からの
お知らせ

みんなの意見を
聞きたい

自分たちの活動を
知ってほしい

困った時に
相談にのってほしい

国や地域の
最新情報がほしい



一般財団法人 日本消防設備安全センター

責任をより明確に

消防用設備の安全チェックは
このラベルで!!



点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXをお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 **福井県消防設備協会**

事務局／福井市松本3丁目16-10 TEL 0776-27-3760